第１章　中国における行政文書史料の状況

川島　真

目次

第１節　档案史料の公開状況
第２節　档案をめぐる制度・行政
第３節　政治・行政研究における文書へのアプローチ上の問題点と課題

第１節　档案史料の公開状況[1]

中国の档案をめぐる状況は、１９８０年代後半に大きく変化した。１９８７年9月５日に第六届全国人民代表大会常務委員会第二十二次会議で、国家档案法が通過したことにより、档案の取り扱い、保存管理、公開などについて一定の目安ができた。実際、１９８０年代後半には档案館の対外的な開放度も上がり、日本の研究者による史料紹介文が記されるようになっている。档案法の通過から二十年、１９９６年の法改正を経て、中国の档案館は多くの文書を公開し、内外の中国史研究者が档案を用いて研究することは、もはやルーティーン化したものとなったと考えていいだろう。無論、利用に際してはさまざまな障害や限界があるが、これは日本の文書館を含めて、程度の差こそあれ世界のどこにも存在する（言語の障壁も同様)。だが、それでもなお、中国で档案館にアクセスする場合には幾つか事前に注意しておくべきこともあるので、それを挙げおきたい。

第一に、档案が档案館だけでなく、図書館・博物館にもあること。これらは文物として扱われ、国家档案法の対象からは外れているようである。他方、档案館が図書を保存、公開しているケースがある。第二に、档案館は基本的に行政機関で、解放後の档案を扱うのが原則あること。そのため、地方の档案館では政府機関である档案「局」とともに設けられていることが多い。第三に、中国において「歴史」は過去ではなく一面で現在であるので、档案館にとって歴史档案は、時に解放後の档案以上に敏感な存在となること。第四に、档案館は経営面では独立行政法人的であり、自己収入を一定程度確保する必要があるため、史料集の刊行、また利用者からの手数料徴収がおこなわれるのが通常であること。昨今は公民に対する情報公開が主張され、上海市档案館のようにいち早く市民対応型のサービスを採用したところもあるが、一般的ではない。だが、各地の档案館における行政文書としての档案の利用者には市民も少なくない。前述のように中国史研究者が档案を利用することは既に通常化しているのだが、１９４９年以後の档案を使用した「現代」中国研究は依然決して多くない。これは中国の行政をめぐる研究でも同様である。しかし、解放後の档

[1] 中国語の「档案」は、文書だけでなく、音声、物品などを含む、日本語の文書よりも、英語のアーカイヴに近い概念である。ただ、中国の都市戸籍を持つ公民に作成される個人ファイルも档案と呼ばれている（これは所属単位に保存される)。档案館は文書館に相当する場で、公式には全国に３８１６館あるとされている。

案は、文革時期まで、あるいは少なくとも大躍進の時期までは公開されている。これは国家档案法にある三十年原則の影響もあるが、１９７８年の「改革開放」が現在と過去の分岐点になったため、それ以前の時期の档案が「過去」のものと認識されることが多くなってきていることを示している。今後、現代中国（行政）研究においても、こうした档案が多く利用されることが望まれる。

（１）二つの歴史档案館

档案館（档案局）は基本的に行政機関なのだが、中央档案館と二つの歴史档案館は特別な存在である。中央档案館は外部公開されていないのだが、歴史档案館は広く利用されている。歴史档案館には、清代までの档案を扱う第一歴史档案館（http://www.lsdag.com/）と民国期の歴史档案を扱う第二歴史档案館（http://www.shac.net.cn/）があり、歴史档案は原則としてここに集められることになっている。第一歴史档案館は北京の故宮に（西華門近く）、第二歴史档案館は南京の中山路にある（明代の皇帝の妃宅・民国期の国民党党史委員会跡）。これらでは、軍事外交の一部、宗教、民族問題などの「敏感」なものを除き、原則的に档案を公開しており、廉価ではないが複写できる。

手続きは、現在のところ第二歴史档案館のほうが厳しく、一ヶ月前の書簡申請（申請内容、利用目的、申請者履歴、訪問時期などを記したもの、また機関紹介状があれば尚可）が原則である。また両者ともに簡易目録が公刊されているので便利である。但し、第二档案館は、近々ウェブ上でのサービスを開始するとのことであり、手続きが簡易になる可能性が高い。保存する档案は、基本的に第一が清代、第二が民国期の中央政府档案だが、地方政府の档案、国民党の档案、日本企業の文書なども一部所蔵している。中央政府の档案については、１９２０年代末から３０年代にかけて北京政府から南京政府への移動、日中戦争による南京、武漢、重慶などへの移動を経験しており、また３０年代には北京に残されていた档案の一部（財政部档案）が日本人に売却されるなどして散逸、さらに中華民国国民政府が台湾に逃れた際に大量の档案を持ち出したために、中央政府の档案は中国・台湾の各档案館、各地の図書館・博物館、さらには海外に分散することになった[2]。

利用者は、少なくとも、台湾にも相当量の清代・民国期の中央政府・政党档案があることに留意し、清代であれば台北の故宮博物院、中央研究院近代史研究所档案館、国史館、民国期であれば中央研究院近代史研究所档案館、国史館、中国国民党党史館、および各部局に残された档案と対照させながら、档案を利用する必要があろう。（１９世紀末から２０世紀前半については、档案が中国・台湾の各地に分散している。その見取り図を自分なりに作成して／しながら、研究を進めていくことが求められている。特に中央政府・党を対象とする場合にはなおさらである。）

[2] 拙著『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、２００４年）参照。

（２）中央政府の档案館／図書館など

中華人民共和国および共産党の档案を保存する中央档案館が非公開である中で、外交部が档案館を設置し、１９４０年代後半から１９５５年の档案を公開し始めた。（http://www.fmprc.gov.cn/chn/wjb/zzjg/dag/default.htm）この動きは、「国際標準」への対応だともとれる。複写料金が１枚１０元（１５０円相当）と高い以外は快適に利用できる空間であった[3]。今後、各部局がこのように档案館を開設する可能性もある。

また、これは外交档案関連だが、北京の国家図書館分館にも外交档案が所蔵されていることが確認されている。これまで、この档案は国家図書館蔵清代孤本外交档案（５２冊）、同続編（２０冊）／民国孤本外交档案（２６冊）、同続編（８冊）／総理衙門档案を含む国家図書館蔵清代孤本内閣六部档案（３８冊）、同続編（４８冊）などとして公刊されている[4]。このように、図書館に档案が所蔵されることは、档案館に図書資料が所蔵されることと同様に、注意しなければならないことである。このように档案が図書館に所蔵されていることがあることには注意しなければならない。

（３）地方档案館

中国の各省・市・県には档案局・档案館がある。だが、各々档案館が比較的自立的に管理運営され、横の連絡、標準化は希薄で、公開に対する姿勢、またサービスにかかる手数料などは異なっている（外国人複写料金設定、目録筆写に対する費用徴収、档案閲覧に対する一件あたりの費用徴収、筆写する上での原稿用紙の指定・販売、その原稿用紙での筆写に対する一枚あたりの費用徴収など）。

各档案館の状況は、上述の档案出版局が出しているシリーズが便利で、またウェブ上にもＨＰがある（省・特別市档案館については档案局ＨＰにリンクがある）。省档案館（局）は省政府に属する行政機関で省政府の档案を保存・管理・公開している。地方档案館は、歴史档案館と異なり、地方政府の档案を管理、保存、公開する機関である。そこでは１９４９年以後の档案も多く公開されている。利用に際しては、上述の第二档案館と同様の手続きが求められるが、目録が出版されていない場合、目録を見なければ何を見るべきか分からないのではあるが、なるべく多くの想定されるテーマを軍事、外交、宗教、民族問題

[3] 中華人民共和国外交部档案館については、以下を参照。
http://www.juris.hokudai.ac.jp/~shin/06/6index.html

[4] これらの外交档案は、原档、清档の双方を含むもので、１９３０年代初頭に北京から南京に、また北京から洛陽の河洛図書館に運ばれたものとは異なる系統の档案のようである。すなわち、日本の華北占領時代にも北京に残されていたもののようである。現在の国家図書館分館の古籍類は日本の占領時代には興亜院北京弁事処の管轄下に置かれていた模様である（こうした日本占領下における図書や档案の管轄、移管も重要な研究対象となろう）。それが現在国家図書館分館にて公開されているのである。档案の名称は外交孤本とはなっておらず、「古籍」の中に外務部、総理衙門関連のものが含まれているということになる。条約関係、また交渉関係など数多くのタイトルのカードがある。全体の分量などは把握していないが、第一歴史档案館、第二歴史档案館、そして台湾の各档案館につぐ、新たな「档案館」がこの中国国家図書館分館であると理解していいものと思われる。特に、外務部および総理衙門関連の档案は貴重である。

などといった琴線に触れないように記すことが求められる。たとえば、地方政府の対外関係について関心がある場合に、「地方政府の外交」とか、何々事件などと申請すると、閲覧を拒否されることが多い。そうではなく、対外経済貿易関係とか、諸外国との友好交流とかいった、警戒されにくいテーマを記すことによって、関連档案を引き出すことが求められる。

他方、しばしば中国の档案館での档案閲覧には個人的な「関係 guanxi」が必要だとされることがあるが、必ずしもそうではない。無論、そうした関係があったほうが便利なことも多いが、関係だけですべてが動くわけでもない。制度に基づいた対応を求めることも寛容である。とはいえ、地方で開催される学会などに参加した際に地域の档案館を「参観」し、状況を理解することは重要である。

総じて、沿岸部の档案館の公開状況はよいという印象がある。上海市档案館は、前述のように市民に対するサービスという意識をもつ希少な档案館である。バンドに近い档案館の閲覧室には解放後の档案も目録も並ぶ。ゴミ処理、ラジオ放送、教育問題など、一連の地方公共行政に関連する档案が閲覧に供されている。しかし、上海市档案館であっても、現用档案を引き出すことは難しい。現在の状況については、政府の出す公報類に頼らざるを得ないのが実情である。それでも、上海市政府のウェブサイトなどからは多くの情報を引き出すことが可能となっている。北京市档案館も解放後の档案を多く公開する。日本との友好交流に関する档案などもあり、現代日中関係史に使用できるようなものもある。

解放以前の歴史については、商会档案で著名な天津市档案館、重慶国民政府期の档案を有する重慶市档案館など特別市の档案館が多く利用されている。省市レヴェルでも、浙江省、江蘇省、広東省など沿岸部の档案館は利用されている。だが、日本在済南総領事館の文書を所蔵する山東省档案館のガードが固いことなど、一概には言えないところもある。県レヴェルの档案館については、江南地区を中心に利用者が増加しているが、全体状況は把握できていない。

日本の研究者からの関心が高い中国東北部では、省レヴェルの黒龍江省档案館、吉林省档案館、遼寧省档案館などが知られる。これらには、満鉄、満洲中央銀行などの档案（関東憲兵隊のものもある）、あるいは図書を含めた資料類がある。中でも、遼寧省档案館は、元来東北を代表する東北档案館であったこともあり、遼寧省以外の档案を有することで知られる（時期的には明清のものも含まれる）。また、張作霖・学良政権時代の省や商会の档案、また国民政府の档案も含まれている。吉林省档案館には、先に述べたラジオ録音盤だけでなく、満洲国、また長春（新京）にあった企業の档案もある。

これらの档案館における档案の保存状況も個別的である。全体として、現在のところ個別的にマイクロ化が進んでいるところであり、台湾や韓国のような国家規模でのデジタル化は今後の課題となっているようである。今後期待されるのは、アクセスの簡便化、情報公開、サービスの標準化などといったことだろうが、利用者の研究の観点から見れば、国有企業などの档案館、また地方档案館で公開されている解放後の档案を利用した研究が求

められることになろう。

なお、香港では香港政府档案処（http://www.grs.gov.hk/ws/index.html）に、マカオではマカオ特別行政区政府文化局に歴史档案館（http://www.icm.gov.mo/ah/C_ah.asp）が設けられ、継続的に植民地時代の档案（および写し）を公開している。

第２節　档案をめぐる制度・行政

中国は、積極的に档案政策を進めている。国際的な動きも活発である。中国は、国際文書館評議会（ＩＣＡ）会議の主要メンバーであり、１９９６年には北京で世界大会が開催された。

組織的には、中央に国務院部委に属する国家档案局があり（http://www.saac.gov.cn/saac/index.htm)、第一歴史档案館（http://www.lsdag.com/）・第二歴史档案館、中国档案法社、中国档案出版社、档案科学技術研究所、档案幹部教育中心、中国档案雑誌社を直属機関とし、省・直轄市档案館に対しては指導監督権を有している。他方、１９１９年以降の革命文献、共産党档案、また１９４９年以後の中央政府档案を管轄する中央档案館は、国務院に直属する国家档案局とは別の機関なのだが、両機関の局長、副局長は同一人物である。档案関連の法規には、１９８７年制定の档案法（１９９６年改正)、１９９０年の档案法実施辦法（１９９９年改正)、そして国家档案局の定める規章などがある。

国家档案法の条文には、郷鎮レヴェル以上の政府機関、また企業や団体においても、档案関連の人材を置き、档案業務および監督指導をおこなうことが規定されている（第六条、第七条)。また、これらの機関の档案は、定期的に档案館に移交されることになっている（第十一条)。そして、中央機関および県以上の各政府機関の档案館は、档案を管理する文化事業機構と位置づけられ、档案の接受、整理、保管のみならず、利用についても責任を負うことが求められている（第八条)。郷鎮レヴェルでは、利用面までは求められない。他方、档案の公開については、国家レヴェルでは前述のように三十年原則が採られている（第十九条)。ただし、経済、科学、技術、文化などについては、三十年以下での公開が認められ、国家の安全に関わる档案などについては三十年以上経てから公開されることになっている。

人材養成は「百万人のアーキビスト」と称されるほど盛んで、学部から博士まで一貫教育できる人民大学档案学院を筆頭に（武漢大学にも博士課程がある)、全国各地に修士課程、学部課程を有する档案学部・学科が多数ある。興味深いのは、これらが情報管理・行政系と歴史系の双方に置かれていることであろう。档案行政の方向は、法規に即した管理運営の徹底、政策に即した行事・企画の実施、そして全国規模の目録標準化にある。デジタル化は台湾・韓国に比べれば今後の課題であるが、中国国家档案文献庫（明清・民国・革命期）などの成果がある。中国の档案事業の状況は、『中国档案報』、『中国档案』などの新聞雑誌、またウェブ上では档案信息網（http://www.pde.com.cn/）、国家档案局ＨＰ（http://www.saac.gov.cn/archive_bureau/index.htm）で知ることができる。中国档案出

版社は、中央・地方各級の档案館指南シリーズを出している

第３節　政治・行政研究における文書へのアプローチ上の問題点と課題

中国の档案が公開されたことにより、日本、韓国、台湾、中国、香港、マカオなど、東アジアの各地の档案を比較検討しながら研究できるようになった。また外交史研究においても、東アジア史を「マルチ・アーカイブ」方式で明らかにすることができるようになったことを意味する。従来、政治・行政研究では、日本と欧米の文書を利用することが多かった。これは比較政治でも、外交史研究でもそうした傾向があった。昨今、日韓だけでなく、台湾も視野に入れた東アジア内部の比較研究がさかんになってきている。

中国の档案が解放後も公開されたことで、１９５０－６０年代については、文書を利用した東アジア域内の政治・行政の比較研究が可能になったということになるであろうか。今後の成果が期待されるところである。無論、文書がいかに利用されるのか、またその意義をいかに捉えるかということは、個々の研究分野や研究者それぞれで異なるであろうから、ここでは多く述べない。以下は、こうした中国や台湾の档案をどのように位置づけ、どのように向き合っていくのかということについて、考えてみたい。

（１）日本側からの情報の発信

１９８０年代以後、東アジア各地で経済発展とともに民主化が進んだ。中国においても社会の多元化が見られるようになった。もともと、政治学や行政学では欧米先進国を強く意識した研究が多かった。これは、モデルとしてだけでなく、実証研究、また比較の対象としても欧米を重視する傾向があったことを意味する。昨今、東アジアが新たな研究対象として重視されるようになったが、ここにはひとつの問題がある。それは、韓国や台湾の学界でも、欧米重視の傾向が見られるということである。日本が意識されないわけではないが、日本は克服すべき対象とされることが多く、日本も含めた「東アジア」という分析の場がアプリオリに設定されるわけではない。

日本が「東アジア」という場を意識的想定する中で、日本側が東アジアのデータや資料を求めることは、逆に日本から東アジア諸国に何を提供しているのかということを問われることでもある。たとえば、日本の行政文書の公開状況は東アジア諸国に知られているか、アクセスされやすくなっているか、といった問題がそこにはある。

歴史学の分野では、東アジアの日本以外の諸国・地域で、国家プロジェクトとして近現代史の政府文書などが保存、整理、公開されてきており、昨今は、逆に日本の立ち遅れが浮き彫りになってきた面がある。これは、近現代日本が欧米から文書館制度を移入しなかったという根本的問題だけでなく、２００１年に情報公開法が施行され、さらに個人情報保護法が施行される中で、いっそう歴史史料の位置づけが曖昧になり、廃棄の対象、非公開の対象となってきたこととも関連する。中でも、アジア歴史資料センターの対象外に置かれた現代部分についての文書の危機が指摘されるようになって来ていた。こうした危惧

は、内閣府が２００３年５月に組織した「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」に見られるように、政府においても共有されていたところであるが、歴史研究の学界としてこうした動向にいかなる意見を述べ、活動をおこなうのかというスタンスを定めることが求められ始めていたのである。

（２）東アジアにおける行政文書の共有化と共用化

東アジアの研究者、あるいは域外の研究者が、東アジア各国・地域の行政文書を相互に使用して研究をおこなうことを想定したとき、東アジア各地の文書や档案などをどのように「共用化」するのかという大きな問題が生じる。ここで言う「共用化」は「共有化」とは異なる。共用という観点をもちいるのは、第一に、国家や地域に強く結び付けられる文書や档案を共有することはそもそも困難であること、第二に、日本側の文書もまた東アジア諸国に利用されるという双方向的な始点を重視したことによる。東アジアの行政文書などをどこかに集めるといった発想は基本的に多元的な政治主体がある場では受け入れられにくく、また情報をウェブ上に集積するということであっても、そのサイトをどの国・地域のサーバーに置くのかということだけでも困難が想定される。

だが、こうした「共用化」が直ちに視点や観点の同一化をうむわけでない。確かに、共通点も見出されるであろうが、同時に相違点も見出されることであろう。だが、そうしてこそ、欧米との比較をはじめ、より精緻で的確な研究の基礎が形成されるものと考えている。

（３）歴史研究とアーカイバル・ヘゲモニー

東アジアの研究資源の共有化や日本側からの発信の重要性について意識した上で、ここでは歴史研究の観点から、史料公開と歴史叙述の間にあるヘゲモニーについて考えて見たい。これは外交史や国際政治史に主に見られることで、歴史学全般に当てはまることではないと思うのだが、たとえばアメリカやイギリス、ロシアなど、積極的に文書を公開する国は、その観点を歴史叙述に反映させやすくなるということがある。文書を多く、利用しやすいかたちで示すことは、世界から博士課程の学生をひきつけ、多くの博士論文や著作を生み出していくことになる。日本はどうであろうか。実際、歴史史料を積極的に残していくことが、政治や行政の行為を歴史によって評価するという、「未来」へのアカウンタビリティについて、日本で議論になることは依然まれであろう。それは、国際政治史や外交史の場合、将来に形成される国際政治史や外交史に発言権を確保することでもある。アメリカやイギリスは戦後の国際政治史などについて、アーカイブ公開により、その正当性を主張している感さえある。このようにアーカイブの公開により、歴史叙述に大きな及ぼすことをアーカイバル・ヘゲモニーだと筆者は考えている。

日本では、現在、情報公開法などを研究者が利用して、積極的に「史料」を引き出さねばならない時代、そういう意味での史料創出をしなければならない状況になっているのだ

と思う。公開されているものを見る、のではなくて、「公開させていく」ことなのであろう。歴史研究者が文書公開の制度形成にかかわった台湾、まったく異なる論理で文書保存をおこなう中国など、東アジア各国の状況をふまえつつ、外国から日本の情報公開制度へのアクセス、また情報の提供など、今後は新たな「共用化」への試みがなされていくことが期待される。

このような歴史史料と研究の間に見られる関係が、政治学や行政学一般に適用できるかは不明である。だが、研究の資源となる情報を多く提供し、利用されていくことの重要性は共通だと考えられる。

（4）文書・档案調査と利用

次に視線を転じて、個々の研究者の档案へのアクセスとそこにおける課題について考えて見たい。研究者が自らの研究のために資料を求め歩き、その所在を確認し、利用していくことは当然おこなわれるべき作業過程であり、研究の基礎である。資料の所在が相次いで明らかになる中、こうした調査の必要性は以前よりも高まり、資料情報の交換、共有もまた重要なこととして認知されてきている。

だが、これは歴史研究において頻繁に見られることであるが、海外で档案などの史料に出会うとき、特に自らの関心に近いものに出会う中で、「これだけの物が埋もれているのは惜しい」、「価値に見合う扱いを受けていないのではないか」、「保存状況が気になる」などといった感想をもち、日本から「何か協力できることはないのだろうか」と思うに至る研究者も決して少なくはないであろう。しかし、そうした档案などの資料がそこに「ある」というのは、こちらから見れば「放置」に見えても、いろいろな歴史的な経緯やコンテキストの中で、そこにそのようにして「ある」ということを忘れてはならない。個人的な資料収集に際しての目録作成、史料化、情報発信作業は、現地のルールやコンテキストを踏まえたうえでおこなわれることが求められるであろう。もちろん、日本の研究者が東アジア各地で日本がかつて当該地域を統治した時代の史料を見出し、「日本が残したものだから日本の物である」などという論理が成立する筈がないことは自明である。だからこそ、個人的に研究のための調査をする側からすれば「お宝発見」であるにしても、「地理上の発見」という言葉が西洋中心主義的であったのと同様、その「宝探し」のコンテキストは、外国の档案館や図書館には共有されないことのほうが多い。そして、その「宝」が埃に埋もれていようとも、「資料の価値がわからない」からそうなっているわけではないことが多く、またその価値とは相対化されたもので、日本の研究者の感じる価値はあくまで価値観の一部に過ぎないということがあると思う。

（5）トラブルの事例

他方、中国の档案館を利用するに際しては、手続き的を慎重におこない、先方との約束事を守るということも、最低限のこととして求められよう。以下、歴史学の領域でおきた

トラブルの事例を紹介しよう。これは、個人の史料収集というよりも、それを史料集などとして日本で出版する「史料化」という作業過程の中で発生したトラブルである。たとえば、中国の図書館所蔵の図書（日本語であることが多い）が当該図書館との十分な調整を経ないままに史料集の一部として日本で公刊され、それが内容的に中国の当局に問題視された結果、当該図書館での公開・複写などに制限が加えられた事例がある。また、閲覧に際して経費を必要としたり、出版契約を結ぶ際に経費が必要な場合に、日本の研究者が法外に多額の経費を支払うことで特別の計らいを要求したために、以後の閲覧者の閲覧・複写に関わる経費が高騰したという事例もある。こうした事例は、個人調査とそこから発生する史料化という作業にも慎重さが求められることを示している。

そして、個人の研究範囲を超え、また単発的な史料化を超えたかたちで展開される目録化やデータベース化の場合、問題は複雑化する。たとえば、研究組織あるいは共同研究がおこなう「史料保存状況」調査である。本来、所蔵档案目録を作成するという作業は、档案館自身がやるべきことである。それを、日本人研究者がわざわざ海外に出かけていって「する」という行為、さらにはそれを公刊してしまえば、先方からすればスムースに受け入れられることではない。そして、そうしが行為が、日本が植民地支配をおこなった地域に対してなされる場合には、文化的収奪として位置づけられる可能性もある。

無論、先方のニーズとかみ合う場合、歓迎されることもある。実際に、多くの共同研究や共同整理、編集などがおこなわれてきている。だが、十分な話し合いと納得、合意の過程を経ないと、ただ金銭を媒介とするか、まったく双方の誤解の上に成立した「契約」を結ぶことになってしまうことがあるのではないだろうか。

（6）「日本」の敏感さと「文献実証」

最後に歴史学関連の問題点を挙げておきたい。政治史や行政史には関連する論点であろうと思う。

東アジアにおける「日本」は依然敏感な存在である。無論、個々の研究者にナショナル・フラッグが貼り付けられているわけではないが、学問が国家を単位として組織され、また学術情報や研究資金が国家ベースで還流し、目録類も国単位、言語単位に編まれることが多い現状を考えれば、研究者やプロジェクトにナショナル・フラッグが貼られがちであることは理解できるであろう。ことに、国家建設・国民国家建設が進行中の東アジアではそうした傾向が強い。こうした意味で、日本から東アジア各地に出かけていく場合、「日本」への視線を無視するわけにはいかなくなるであろう。

「日本」が敏感であるのは、その侵略や支配そのものだけでなく、戦後に亘って東アジア各地で「日本」を語ること、日本に関する史資料を扱うことなどもまた、敏感であったことも留意すべきである。それだけに、日本の研究者が東アジア各地の図書館や文書館に出かけて行き、そこにある「文献」に強い関心を示すこと、それじたいに対しても、ひとつの批判的視点があることを記さなければならないと思う。

植民地統治、また占領統治において、現在文字資料として残されるような「文献」「文書」を作成したのは、多くの場合、支配者であった日本側であり、それは多くの場合、日本語で記されていた。植民地、占領地において、文字媒体、文書というものは当然一定の制限下で作成されている。いま、日本研究者が「文献実証主義」を背景に、日本語史料に強い関心を示し、それをもとに歴史を再構成しようとしたら、そこに厳しい視線が向けられることがあることは言を待たない。日本統治時代の歴史が進む台湾において、日本語史料がある程度相対化され、また博物館に強い関心が降り注ぐのはこうした背景があるからだろう。博物館は、「モノ」を相手にする以上、日本人の視線を反映しがちな図書館や档案館とは異なるスタンスにある。